

議案第102号

所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別記のとおり制定する。

平成28年12月 1日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本案を提案するものである。

所沢市個人情報保護条例の一部を改正する条例

所沢市個人情報保護条例（平成13年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項第4号中「第28条」を「第29条」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日から施行する。